

退職金規程

1978年1月1日制定
1982年4月1日改正

第1条 事務局職員が退職（解雇の場合を含む）したときは、この規程の定めるところにより退職金を支払う。

第2条 退職金は勤続1年以上の者に支払う。ただし、次の各号の一に該当するときは勤続1年未満の者にも支払う。

- (1) 定年に達し退職したとき
- (2) 理事に選任され就任したとき
- (3) 死亡したとき
- (4) 業務上傷病のため勤務に堪えず退職したとき

2 懲戒により解雇したときは退職金の全部又は一部を支払わないことがある。

第3条 退職金の支払額は第4条の算定基礎額に第5条の支給率を乗じた金額とする。

2 在職中功績顕著であった者には特に退職金を増額することがある。

第4条 算定基礎額は退職時の本俸の70%とする。ただし、1982年3月31日現在の在職者については、同日現在の本俸の金額に同年4月1日以降の本俸増加額の70%を加える額をもって算定基礎額とする。

第5条 支給率は次の通りとする。

勤続期間	支給率	勤続期間	支給率	勤続期間	支給率
1 年	1.0	12 年	17.5	23 年	43.0
2 "	2.0	13 "	20.0	24 "	45.0
3 "	3.0	14 "	22.5	25 "	47.0
4 "	4.0	15 "	25.0	26 "	48.5
5 "	5.0	16 "	27.5	27 "	50.0
6 "	6.5	17 "	30.0	28 "	51.5
7 "	8.0	18 "	32.5	29 "	53.0
8 "	9.5	19 "	35.0	30 "	54.5
9 "	11.0	20 "	37.0	31 "	56.0
10 "	12.5	21 "	39.0	32 "	57.5
11 "	15.0	22 "	41.0		

勤続期間 32 年をこえる 1 年につき支給率 1.0 を加える

- 2 勤続期間に1年未満の端数月数があるときは端数切上げ年数と端数切捨て年数にそれぞれ対応する支給率の差の12分の1に端数月数を乗じた率を加算する。
- 3 前項支給率の計算において支給率に端数を生じたときは小数点以下第3位を四捨五入する。

第6条 勤続期間は採用発令の日から退職発令の日までとし暦日によって計算する。

- 2 勤続期間の計算にあたって1ヶ月未満は1ヶ月とする。

第7条 休職期間は勤続期間に通算しない。ただし事務局の都合により休職した場合は事由により通算することがある。

第8条 退職金は一括払いとし、退職後1ヶ月以内に支払う。

- 2 退職金は1,000円単位とし、1,000円未満の端数は切上げる。
- 3 本人が死亡したときの退職金は労働基準法施行規則第42条から第45条までに定める範囲及び順位によって支払う。

付 則

この規程は1982年4月1日から実施する。